

令和5年度第1回 東京都商品等安全対策協議会
議事録

令和5年9月8日（金）

都庁第一本庁舎 33階北側 特別会議室N1

午後1時30分開会

○折原課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から消費者行政をはじめ、都の事業へのご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。この場をお借りして御礼申し上げます。

私は、本協議会の事務局を務めております生活安全課長の折原と申します。会長と進行を交代するまでの間、司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の議事に入らせていただく前に、本協議会の委員及び特別委員の皆様をご紹介します。

お手元の資料の会議次第の次に委員等名簿がございます。こちらの名簿の順に沿ってご紹介しますので、お名前を呼びましたら一言いただければと思います。

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、標準化委員会委員長、釘宮悦子委員でございます。

○釘宮委員 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の釘宮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○折原課長 オンラインでご出席されている公益社団法人全国消費生活相談員協会週末電話相談室長の鈴木春代委員でございます。

○鈴木委員 公益社団法人全国消費生活相談員協会の週末電話相談を担当しております鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○折原課長 東洋大学福祉社会デザイン学部人間環境デザイン学科教授の仲綾子委員でございます。

○仲委員 東洋大学の仲でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○折原課長 オンラインでご出席されている東京消防庁防災部副参事地域防災担当の中島立臣委員でございます。

○中島委員 東京消防庁防災部副参事地域防災担当の中島でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○折原課長 オンラインでご出席されている独立行政法人国民生活センター商品テスト部次長の仲野禎孝委員でございます。

○仲野委員 国民生活センターの仲野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○折原課長 東京工業大学工学院機械系教授、西田佳史委員でございます。

○西田委員 東京工業大学の西田と申します。よろしくお願いいたします。

○折原課長 続きまして、特別委員のご紹介です。

オンラインでご出席されている一般財団法人製品安全協会業務グループ調査役の阿部哲也委員でございます。

○阿部特別委員 製品安全協会SGマーク制度でヘルメット関係を担当しております阿部と申します。よろしくお願いいたします。

○折原課長 一般財団法人日本車両検査協会安全技術部長の大柳博明委員でございます。

○大柳特別委員 日本車両検査協会、大柳と申します。よろしくお願いいたします。

○折原課長 オンラインでご出席されている一般社団法人日本ヘルメット工業会自転車用ヘルメット技術委員会委員長の柿山昌範委員でございます。

○柿山特別委員 日本ヘルメット工業会の柿山です。会社はオージーケーカブトに所属しております。よろしくお願いいたします。

○折原課長 警視庁交通部交通総務課交通安全担当管理官の川嶋泰雄委員の代理として交通安全対策第二係長の上矢雅史様にご出席をいただいております。

○上矢委員代理 本日川嶋が所用により欠席ですので、私が代行で出席させていただきました。警視庁の上矢と申します。よろしくお願いいたします。

○折原課長 一般社団法人日本ヘルメット工業会自転車用ヘルメット技術委員会副委員長の渡辺光史委員でございます。

○渡辺特別委員 日本ヘルメット工業会、渡辺です。自転車のほうでは副委員長となっていて、その他、産業のほうの委員長とか、様々なヘルメットに関して携わっていますので、よろしくお願いいたします。

○折原課長 続きまして、本日オンラインでご出席されているオブザーバーの皆様のご紹介です。

経済産業省製造産業局生活製品課専門職の大滝義彦様でございます。

○大滝オブザーバー 経済産業省生活製品課の大滝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○折原課長 同じく経済産業省商務情報政策局産業保安グループ製品安全課課長補佐の小野塚直人様でございます。

○小野塚オブザーバー 経済産業省の小野塚と申します。消費生活用製品安全法というも

のを担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○折原課長 消費者庁消費者安全課長の小堀厚司様の代理として、消費者安全課課長補佐の北島孝紀様にご出席をいただいています。

続きまして、経済産業省製造産業局車両室室長補佐の中村良子様でございます。

○中村オブザーバー 経済産業省の中村でございます。オブザーバーで参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○折原課長 本日は同じく経済産業省製造産業局車両室係長の関野拓哉様にもご出席をいただいています。

○関野氏 経済産業省車両室の関野と申します。よろしくお願いいたします。

○折原課長 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。事務局職員名簿をご覧ください。

消費生活部長の片岡でございます。

○片岡部長 片岡です。よろしくお願いいたします。

○折原課長 生活安全課の木村でございます。

○木村課長代理 木村でございます。よろしくお願いいたします。

○折原課長 同じく田山でございます。

○田山課長代理 田山と申します。よろしくお願いいたします。

○折原課長 同じく今井でございます。

○今井主任 今井です。よろしくお願いいたします。

○折原課長 同じく西塚でございます。

○西塚主任 西塚です。よろしくお願いいたします。

○折原課長 よろしく申し上げます。

続きまして、お手元の配付資料を確認させていただきます。ペーパーレスの取組を進めるため、資料はお手元のタブレット端末にご用意しています。会場の皆様はお手元をご覧ください。

初めてお使いになる方もいらっしゃると思いますので、操作について説明いたします。タブレットは縦でも横でもいずれもご自由にご覧いただけます。画面を指で左にスライドしますと次のページをご覧ください。左右に矢印の表示がございますが、この矢印をタッチしてもページを変えることができます。例えば、右の矢印をタッチしますと進み、左の矢印をタッチすると戻ります。また、画面の一部を指2本で押さえ、指幅を広げたり縮めたりするこ

とで部分的に画面の表示を拡大・縮小することもできます。

それでは、タブレットを操作していただき資料の確認をお願いいたします。

紙資料をお配りした委員の方につきましては併せてご覧ください。なお、操作がお分かりにならない場合や何かございましたら周りの職員が対応いたしますので、挙手等をお願いいたします。

最初に、本日の会議次第です。おめぐりいただきまして委員等名簿・事務局職員名簿、座席表、これまでの取組テーマ、東京都商品等安全対策協議会設置要領、概要説明資料、資料1、自転車事故及びヘルメットが関係する自転車乗車中の受傷事例、資料2、自転車用ヘルメットの種類と安全対策、資料3、自転車用ヘルメットの安全性に関する法令・規格・基準と事故防止の取組、資料4、海外における自転車乗車時のヘルメット着用に関する状況等、資料5、自転車用ヘルメットの使用に関するアンケート調査（案）、資料6-1、自転車用ヘルメットの使用に関する検証実験（案）、資料6-2、自転車用ヘルメットの使用に関する実地調査（案）、資料7、今後の協議スケジュールでございます。

以上となります。よろしいでしょうか。

それでは、続けさせていただきます。

本協議会は公開とさせていただきます。

それでは、協議会開会に当たり、消費生活部長の片岡からご挨拶を申し上げます。

○片岡部長 改めまして、消費生活部長の片岡でございます。

今年度の協議会の初回に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

皆様方には、お忙しい中、本協議会の委員並びに特別委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。また、こちらにお集まりの皆様方には、本日大変な悪天候の中、集まっていただきまして、本当にありがとうございます。また、日頃の東京都の消費生活行政への多大なご協力につきましても、重ねて御礼を申し上げます。

本協議会は、身近にある商品等の使用に伴う被害から都民を守るため、商品等の安全対策につきまして、事業者、消費者、有識者の皆様方によりご検討をいただく会議でございます。これまでにご検討いただきましたテーマにつきましては、お手元資料のこれまでの取組のテーマという資料の中にまとめてあるんですけれども、子供服のひもやブラインド等のひもに関するJISの制定。ライターの子供レジスタンス機能の法規制。それから事業者団体による子供が素手で開けにくい電池パッケージの基準の策定など、都民にとどまらず、全国の消費者のための安全対策へつながっているところでございます。

今年度は、自転車用ヘルメットの着用と安全な使用をテーマとさせていただきました。自転車用ヘルメットは、自転車乗車中に転倒したときなどの衝撃を緩和するために大変有効な商品です。今年4月より乗車時の着用が全年齢で努力義務化されたところではありますが、いまだ着用率は低く、また市場には自転車用に使用できるヘルメットとして多種多様な商品が流通している状態であることから、今回ご検討をお願いしたいと存じます。都といたしましては、本協議会での事故事例の分析やアンケートにより、自転車用ヘルメットの使用実態を調査するとともに、検証実験を行い、実態をしっかりと把握した上で、実効性のある安全対策を検討していく必要があると考えております。

今年度の協議会には、自転車用ヘルメットに関連する事業者団体等の皆様方にも委員として加わっていただきますとともに、経済産業省、消費者庁からもオブザーバーとしてご参加をいただいております。日頃から様々なお立場で安全対策に取り組まれている皆様方に、多角的な視点からご検討いただきまして、自転車用ヘルメットの着用と安全な使用につきましてご提言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、どうぞよろしくお願いいいたします。

○折原課長 会長は、協議会設置要領第6に基づき、消費生活部長の指名により選任することとなっております。それでは、部長から指名をさせていただきます。

○片岡部長 それでは、昨年度に引き続き、会長につきましては西田委員をお願いしたいと思います。また、会長の職務を代理する委員につきましては、仲委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

○折原課長 それでは、ここからは西田会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいいたします。

○西田会長 ただいまご指名いただきました西田でございます。

最初に、会長として一言、ご挨拶申し上げたいと思います。

私は東京工業大学で主に人間中心デザイン、製品安全、そういった分野について研究と教育を行っています。この協議会の会長をさせていただくに当たりまして、この協議会の位置づけ、考え方、方向性などについてご紹介させていただきたいと思います。

この協議会は、平成10年度から事業者団体の皆様、消費者団体の皆様、それから関係する有識者の皆様に集まっていただいて、毎年具体的な特定の製品・商品を取り上げて、業界団体様や国等に安全対策の推進を提案させていただいています。令和2年度は、防水スプレーについて、そして先ほど片岡部長からご紹介がありましたけども、様々な製品を扱ってき

ているんですが、それ以前は、ベビーゲートの安全な使用、電気ポットによる子供のやけど、ベランダからの子供の転落、子供の歯ブラシの喉突き防止とか、コイン電池の誤飲等を扱ってきています。

過去、本協議会で扱ったもので非常に大きな社会的なインパクトにつながったものも出ています。100円ライターについては、それによる火災が発生する効果が削減されたという効果が出ているというふうに聞いています。こうした研究を行ったり調査を行ったり、それから提言を行い、製品を改善させていくという取組を行っている自治体というのはほとんどないと思うんですね。国際的に見ても非常に先進的な事例であると考えています。また、国ではできない機動力を持った取組も特徴だと思っており、やはり今後こうした地域ベースの取組こそ大事だと思っています。

今年4月1日より道路交通法改正が施行になり、児童と幼児だけだったヘルメットの努力義務が全年齢に拡大されました。今回のテーマはまさにこのタイムリーな社会的ニーズの高いトピックになっているかなと思います。

昨年末にたまたまオーストラリアに行く機会がありました。オーストラリアでは全年齢でヘルメット着用が義務になっているんですね。本当にみんなかぶっています。今日写真をちょっとお持ちしました。これは、ネットから見つけたんじゃなくて僕が撮ったものですが、本当にみんなかぶっています。それから、最近話題の電動キックボード、これシェアリングですけど、最初からヘルメットが置いてあるんですね、こうやって。日本では見ない光景だと思いますね。義務だけあってちゃんとヘルメットがキックボードに付いているということです。ほぼ100%かぶっていて、疫学的にも頭部外傷の軽減効果が実証されています。我が国でもこのような状況をつくり出す必要があると思っています。

今回、まず地域での実態がどうなっているのか、そして安全対策の在り方はどうすべきなのか、ここで検討していければと考えております。

今年度は自転車ヘルメットの安全な使用をテーマとして、同じような考え方で取り組んでいきたいと思っています。いろいろな方面からのアプローチを行い、皆様の幅広い見地から多くのご意見を承り、自転車事故等のリスク低減のため、安全性の高いヘルメットの普及や正しいヘルメットの着用、ヘルメットの着用率の向上につながる方策についての議論が深まることにつながればと思っています。どうぞご理解、ご協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

ちょっと長い挨拶になりましたけども、それでは、会議次第に従って進行していきたいと

思います。おおむね3時半までには終了させたいと思っていますので、ご協力をお願いします。

まず議事の1、自転車用ヘルメットの安全な使用についての検討です。

検討に当たり、事故事例や安全対策の状況など、事務局が資料を準備しております。最初に、概要説明資料と、資料1から4までを一括して事務局から説明していただき、その後、検討を行いたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○今井主任 生活安全課の今井と申します。

本年度の本協議会のテーマにつきましては「自転車用ヘルメットの着用と、安全な使用」ということとなります。今回のテーマを選んだ理由ですが、今年4月1日の道路交通法改正により着用努力義務の対象が全年齢になったことを受け、需要が高まり、様々なヘルメットが販売されております。また一方で、性能が十分でない商品や、誤った使い方では十分な効果が得られず、転倒時のけがを防げない可能性があり、また着用率自体が低いことから、テーマとして今回選定し、有識者の皆様のご意見を伺いながら、着用率の向上や安全な使用について検討することといたしました。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、自転車事故の発生と商品の状況について、概要説明資料を用い、資料1から4の内容について説明いたします。

概要説明資料の1ページ左側をご覧ください。まず、協議会では主に自転車用として販売されているヘルメットを検討対象といたします。

1の自転車事故及び受傷事例ですが、警視庁の統計より、都内の過去5年間の自転車事故の発生件数は約6.6万件、死者数については141人でした。この中で65歳以上の高齢者の事故が最も多く、また出会い頭での事故、交差点での事故が多く起こっていました。亡くなった方に着目いたしますと、主にけがをしたのは頭部で6割以上と最も多く、また、ヘルメットの着用状況別では、非着用時の致死率は、着用時に比べて約2.3倍高い結果となりました。

1ページ右側をご覧ください。東京消防庁管内の救急搬送事例と医療機関ネットワークの受診事例について情報提供いただきまして、過去5年間のヘルメットが関係する自転車乗車中の受傷事例について分析いたしました。自転車乗車中に頭部や顔面を受傷した事例は数多くありましたが、そのうち、ヘルメットの着用または非着用が分かる事例は僅かであ

り、合計 358 件でした。また、新たに着用義務になった 13 歳以上と 13 歳未満での着用、非着用などの内訳を表に示しております。今回、ヘルメット自体の性能不足や不良によりけがの程度が重くなった事例というのは確認ができませんでした。一方、自転車用以外のヘルメットを使用した事例ですとか、ヘルメットのサイズが合っていない、または正しくかぶれていない事例が確認されました。概要説明資料や資料 1 の中に幾つかの事例を載せております。

自転車事故及び受傷事例の説明は以上になります。

続いて、2 ページ左側、2 の商品の種類と安全対策についてご覧ください。まず、自転車用ヘルメットの種類・構造等についてです。ヘルメットには、日常や通学用向けとして半球状やハット型、キャップ型などの形状のものや、自転車競技に特化したスポーツ用の商品があります。ヘルメットの構造は外側を覆う「シェル」、内側の衝撃吸収材の「ライナー」、頭に固定するための「あごひも」等から構成され、衝撃を受けた際、ヘルメットのシェルやライナーがへこんだり破壊したりすることで衝撃のエネルギーを吸収し、頭部へのダメージを軽減します。頭部への保護性能を確保するため、適切に使用するよう、本体や取扱説明書等で警告・注意事項が記載してあります。また、適切に着用できるよう、サイズ調整用の部品として、後頭部の頭周りを調節するアジャスターなどの調節具ですとか、あごひもの調整具などがあります。

事故防止のための安全対策等として、商品の中には使用上の注意などを商品の包装や本体、取扱説明書へ記載したり、取扱説明書に適切な使用方法を分かりやすいイラストで示しております。右側がイラストの例になります。

右側下の使用上の注意による表示の有無をご覧ください。今回、自転車用のヘルメット 14 商品を購入し、使用に関する注意等について、包装や本体、取扱説明書にどのような記載があるか調べた結果を表にまとめました。記載の文面や記載方法は各社で異なるものの、多くの商品であごひもの適正な使用による着用や、適切なサイズのヘルメットの着用などの記載が確認できました。

商品の種類と安全対策の説明は以上になります。

続いて、3 ページ左側、法令・規格・基準と事故防止の取組をご覧ください。自転車ヘルメットの安全性に関して直接規制する法令はございませんが、自転車乗車中の着用については、道路交通法や都の条例で着用努力義務などの記載がございます。規格・基準等ではヘルメットの構造、衝撃吸収性、あごひもの保持装置などの強さ、材質、材料などを規定して

おり、具体的には日本産業規格 J I S や日本自転車競技連盟 J C F の公認・推奨、また S G 基準があります。S G 基準につきましては、日本安全協会が制定した安全基準で、基準を満たした商品には S G マークがついております。安全性については、衝撃吸収性、あごひも等の強さや性能に関する物理的な試験。また表示等について、製品や取扱説明書に記載する具体的な内容を定めております。表の内容については割愛いたします。

右側下に移りまして、次に、行政機関の取組として、調査や注意喚起、ヘルメットの着用促進の取組等を説明いたします。

国民生活センターでは、今年 7 月にヘルメットの安全性等に関するテスト結果を公表いたしました。この中で、規格等への適合マークが表示されていなかったヘルメットの多くが国内の任意の安全基準である S G 基準を満たしていなかったことなどを報告しております。

続いて、4 ページ左上をご覧ください。警察庁では、自転車関連事故の状況やヘルメット着用促進に関するポスター等を公開し啓発の取組を行っております。また、警視庁では、事故状況や着用推奨に関する掲載のほかに、自転車の通行実態の定点調査を毎年実施しています。調査結果より、ヘルメットの着用率は、令和 4 年は 4.1%、令和 3 年は 3.4% で、男女で差が出ています。

次に、東京都の取組ですが、私ども生活文化スポーツ局消費生活部で 2008 年度に行った自転車幼児用ヘルメットの調査では、安全規格表示のないヘルメットの中に、頭部への保護効果が低い商品が確認されました。また、同局の都民安全推進部は交通安全に関する部署として自転車の安全利用に関する様々な取組を行っております。そのうちのひとつとしてヘルメット着用を推進しており、具体的にはリーフレットの作成やイベントの開催、区市町村向けに自転車用のヘルメットの購入費用の補助などを行っております。

法令・規格・基準、事故防止の取組の説明は以上になります。

続けて、4 ページ左下の海外情報をご覧ください。海外における状況、規格・基準等について、アメリカ、イギリス、ドイツなど計 9 か国で調査いたしました。

自転車乗車時のヘルメット着用義務が全年齢に対してあるのはシンガポール、オーストラリア、ニュージーランドの 3 か国で、アメリカニューヨーク州では 14 歳未満、フランスでは 12 歳未満が着用を義務づけられています。また、規格・基準につきましては、アメリカは C P S C、ヨーロッパでの E N 1078 などがございますが、国内の S G 基準と比較すると試験方法は類似している一方、要求の基準や試験条件の一部に違いが見られます。また、ヘルメットの着用推奨や自転車での事故防止に向けた取組として、アメリカやフランスな

どではヘルメットの配付やポスターを用いたキャンペーン等が行われております。詳細については資料4をご覧ください。

海外情報の説明は以上になります。

続いて、4ページ右側上をご覧ください。これらの情報より考えられる課題について、今までの内容により、ヘルメットが関係する自転車乗車中の事故の中には、用途違いであったり、サイズが合わないヘルメットを着用した事例も見られます。また、商品テスト等の結果より、自転車用として販売されているヘルメットの中にはSG基準を満たしていないなど、安全性の低い商品も市販されております。ヘルメットの着用につきましては、様々な啓発や普及促進の取組がされているものの、依然として自転車乗車中のヘルメットの着用率は低い状態です。これらの状況を踏まえ、消費者に対してのアンケート調査では、自転車乗車中の事故の状況や消費者がヘルメットを着用しない理由、ヘルメットの種類やかぶり方などの使用方法の着用実態について、より詳細に把握したいと考えております。また、街頭調査を行い、都内各所の自転車用ヘルメットの着用率等の把握を考えています。

ヘルメット着用時の安全性の検証としては、自転車用ヘルメットの着用有無や自転車同士の着用、衝突時などの条件下で、頭部が受ける衝撃についてコンピュータによるシミュレーションを行い検証します。また、併せて実際のヘルメットを用い、SG基準を参考にした衝撃吸収性などの試験を行い確認したいと考えております。

資料の説明は以上となります。

○西田会長 ありがとうございます。

それでは、早速検討に入りたいと思います。本日は初回ですので、まずは委員の皆様全員にご発言いただければと思っています。本日の資料に関する補足やご意見、安全対策についての取組等についてご発言をお願いします。

それでは、委員等名簿の順に沿って、皆様からご発言をお願いできればと思います。皆様にご発言いただきたいということと、会議の進行の都合もありますので、ご発言はお一人一、二分程度でお願いできればと思っています。ご協力をお願いします。

それでは、最初に日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の釘宮委員お願いします。

○釘宮委員 釘宮でございます。資料のご説明ありがとうございます。

こちらの資料を拝見いたしまして、私が感じたことといたしましては、これまで着用義務のありました比較的低年齢の方はヘルメットの着用率が高いのですが、年齢が高くなるに

つれて着用率が下がり、女性の方、特に高齢の女性の方の着用率が非常に低いというところが気になりました。具体的には資料の3の13ページに着用率の数字が出ておりますけれども、そこではいずれも一般の女性が0.6%、高齢者の女性が0.4%というふうになっております。街中を見ても、子供用の座席に子供を乗せて親御さんが運転されている場合に、子供はヘルメットをかぶっているんですけども、お母さんのほうはかぶっていないというような状況がよくあります。保育園の送り迎えなどで、もし転倒事故などがあった場合、子供だけでなく親御さんのほうも危険な状況にあるというようなところが見てとれます。4月からやっと努力義務になったというところですので、なかなかまだ着用率が上がらないのは致し方ないところもあるかと思うんですけども、なるべくこのような着用率の低い女性であったり、あるいは男性でも特に高齢の男性が死亡率も高いというようなところがあるようですので、そういった方々にかぶっていただけるような、そういった環境をつくっていくことが大事ではないかと思えます。

以上です。

○西田会長 釘宮委員ありがとうございました。

それでは、続きまして、全国消費者生活相談員協会の鈴木委員をお願いします。

○鈴木委員 鈴木でございます。

今、釘宮委員さんも申しているように、自転車のヘルメットについては努力義務が施行されて半年たちましたけれども、子供の利用は増加したと思っています。着用率を見ても本当に子供が多いんですが、ビジネスマンが結構ヘルメットをかぶって営業仕事をしているという姿も見かけます。その着用率なんですが、主婦ですとか女性はそんなに伸びていないと思います。生活の中での着用については、やはり大人はファッション性の問題もありますし、日常では、ヘルメットを自転車から降りたときにどう保管したらいいのかといういろいろな問題があって、なかなか着用率が伸びていかないのではないかなと思っています。

私どもの相談室でも、今年度に入って法律的に努力義務が課されましたが、なぜか苦情的なものは入ってこない状況です。実は私のうちにもヘルメットはあります。ありますけれども、長距離に行くとき着用で、ちょっとその辺に自転車で行くときは、つつい着用せずに帽子ぐらいで済ましてしまうというのが現実です。今回のアンケートの中で皆様がどのような回答をしてくるかというのはとても興味があります。アンケートの結果を踏まえて、ここの協議会として何が課題なのかというのを拾い出せばいいなと思っています。

以上です。

○西田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして東洋大学の仲委員をお願いします。

○仲委員 ありがとうございます。

現在、車に乗る際にシートベルトをしない人はいないし、赤ちゃんは必ずチャイルドシートに乗せています。昔はシートベルトをしない人もいたし、赤ちゃんをだっこして運転している人もいましたが、今はいないというように、この委員会が母体となって、今後、自転車を乗るときにヘルメットかぶらない人いないよね、という未来が来るような、その第一歩の委員会だろうと思って参加をさせていただいています。

まず、デザインの問題は大きいとは思っています。ただ、そのときに、調査結果をもとに女性のほうがヘルメットをかぶらないから女性が好むようなデザインにしましょうと言いつ過ぎないほうがいいなと思っています。変なジェンダーバイアスを植え付けることを避けたいという意図です。あんまり男女と言わないほうがいいと思っています。

あと一つ最後に、個人的なことですが、先月新しく自転車を買いました。そのときに防犯登録とか、盗難補償とか、そういう説明はしていただいたんですが、ヘルメット買ってくださいねと言われなかったんです。だから、自転車を売っているところにも周知して、仕組みづくりから始めると広がっていくのではないかと自分の体験から思いました。

以上です。

○西田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、東京消防庁の中島委員をお願いします。

○中島委員 中島でございます。ありがとうございます。

私からは3点ほど資料を拝見させていただきまして気づいたところをご報告したいと思っております。

まず1点目でございますけども、資料1の3ページ目、4ページ目ですが、表2-1、年齢層別の自転車事故発生件数ということで、65歳以上の方の数が多くなっていると記載されています。一方で、この表を見させていただきますと、途中の20歳から59歳までは10歳間隔で区切っており、60歳からは64歳まで5歳間隔、あと低年齢のほうでも16歳から19歳は4歳間隔となり、かつ15歳以下と65歳以上は一緒くたにしています。このことから、もしかすると30歳代、40歳代あたりで数値としては大きくなっていくピークがあるかもしれないと感じております。

あと、次のページ、4ページ目のところで、表3-1で年齢層別の自転車乗車中の死者数

が出ておりますけれども、こちら先ほどと同じように、65歳以上の方が70ということで、まさに数が多くなっておりますが、その年齢の区切り方が先ほどと同じような区切り方になっていて、50歳から59歳が20となっておりますので、もしかしたら50歳ぐらいから増加傾向というのが見てとれるかもしれないと思いました。

今後の検討の中で、年齢に対して、例えば高齢者に対しての普及啓発をしていく場合については注意が必要と感じます。今までの委員の先生からもお話があったとおり、ビジネスマンですとか、あとはお子さんをお持ちのお母さん方だとかという年齢層でも事故等は起きているかもしれませんので、注意して広報をしていく必要があるのかなと感じております。

2点目でございますけれども、資料3の16ページのところです。こちらは今までお話がありましたとおり、ヘルメットの認知率についてですが、インターネットのアンケート調査からでは95.5%の方が「知っている」と出ています。しかし着用している方が10%ぐらいということで、皆さんご存じだけでも着用していないところを、いかに広報していくのかということが必要になってくるのかなと思っております。

3点目ですけれども、我々東京消防庁のほうでも、この自転車の事故について今回データ等も提出させていただきました。その中の事例で幾つかご紹介したいなと思っております。

まず、事例の1件ですが、子供二人を乗せていた母親が運転していた際にバランスを崩してしまって3人ともけがをしたというような事例もございました。この事例については、お子さん二人はヘルメットをかぶっていたけどもお母さんがかぶってなくて受傷してしまったというような事例もございましたので、これはやはり子供だけではなくてお母さんも着用する必要性があるのかなと思っております。

あと一方、運転中だけではなくて、自転車を停車しているときに事故を起こしているという事例も実は散見されます。事例の一つですが、お父さんが自転車に2歳の娘を補助シートに座らせていて、ヘルメットを忘れてしまったということでヘルメットを家に取りに帰ったら、その間に自転車が倒れてしまってけがをしたというような事例もございました。運転する前に、座席にお子さんを乗せる前に必ずヘルメットをつけるといった広報も必要になってくるのかなと考えております。

以上となります。

○西田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、国民生活センターの仲野委員をお願いします。

○仲野委員 よろしくお願いたします。

事務局のほうから概要説明資料でもご案内していただきましたとおり、国民生活センターでは、今年の7月にやはりこの乗車用ヘルメットについてテストをしているということでございます。今年の4月、法の施行になってから、正式に検体として採用するものを買って集めたんですが、その前、3月以前から幾つか買い集めて、そして市場の動向等も見ていたんですが、やっぱり法律の施行とともに、SGマークとかがついた、いわゆるちゃんとしたものというものが、特にお手軽な価格のものというものが急激に市場から枯渇して行って、それと入れ替わるというわけではないんですが、インターネット上で有象無象の感じで、ありとあらゆる商品、恐らく国内製ではないものがもう数を数え切れないくらいの銘柄がネット上で乱売されるというような感じになってきておりました。

国民生活センターでは、マークがちゃんとついているものはもう、もちろん検証の必要もあろうけれども、取りあえず何ら任意の規格マークも何もないものという、そもそも底辺だけこれ大丈夫なのかなということを買って試したところが、ほとんどのものがSG基準に遠く及ばないというようなものでございまして、やっぱり心配していたとおりということでございます。日本人の国民性として真面目なんだと思うんですが、やっぱり努力義務でも法律が始まるよとなると皆さん慌てて買われるんですが、そうしたせっかく普及するタイミングのときにちゃんとした商品が出回らないで、代わりにちょっと怪しげなものが普及してしまうということはとても残念なことです。ちょっとこういったところで警鐘を鳴らすということで、マークなしというものについて特化して情報を提供したということがございました。

そして、国民生活センターのテストのときには、今回の東京都様の取組と若干外れるところがあるかと思えますけれども、実は1歳未満のお子さんを自転車に乗って移動しなきゃいけない親御さんって結構たくさんいらっしゃるんですね。上のお子さんを保育園とか、いわゆる保育施設に預けなければいけないときに、どうしても下の子を一人おうちに置いておくわけにいかないのと一緒に乗らなきゃいけないという、そういったときに実は安全に下のお子さんを運ぶすべがないというところが実はありまして、そういったところも併せて情報提供したということがございますので、補足でご説明させていただきます。

あと、子供、特に13歳未満のお子さんに関しましては、平成20年の6月でしたっけね、から努力義務が始まっておりまして、13歳未満の子供に対してはもう努力義務の歴史が長いということがあって、かなり親御さんの中にそういう文化が根づいているということで、

よくよく考えてみると、ちっちゃなお子さんを育てている方ってもう、特に子供と一緒に乗せる年数なんて数年なんで、どんどん親の世代が入れ替わってはいくんですけれども、それでもちゃんと脈々とちっちゃな子にはヘルメットをかぶらそうという文化がもうちゃんと根づいているという非常にそれは好ましいことだと思いますので、全年齢も皆さんかぶるようなのが当たり前のような文化になってくれればいいなと切に願っているところでございます。

また、先ほど東京消防庁の中島委員から最後にご紹介がありましたけれども、自転車を駐輪中にお子さんを幼児座席に乗せて、ちょっと親御さんが自転車を離れたすきに自転車が何らかの影響で転倒してしまってお子さんが、主に額とかですけれどもけがをするということは、実は医療機関ネットワークという参画病院、30ほどの病院から情報を集めているシステムがあるんですが、そこを見ると本当に日々入ってくるぐらいすごい頻度で入っています。ですので、そういった形態ではそれほど重症というものはないんですけれども、けがをする頻度ということでは、やはり駐輪中にお子さんを残して倒れちゃうというのは本当に典型的な事故状態だと思いますので、こういったところもちょっと注目ポイントかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○西田会長 仲野委員ありがとうございました。

それでは、続きまして製品安全協会の阿部委員をお願いします。

○阿部特別委員 製品安全協会の阿部でございます。

先ほど来、SGマークのお話が出ていますけど、SG規格とは違う観点で一言申し上げます。

これからやられるアンケートの結果というところも非常に楽しみですけれども、結局、ヘルメットをかぶりたくない理由の一つとしては、かぶらないとき邪魔だというんです。こういう話になってくると、ヘルメットだけを何とかしようとして何とかなるものではなくて、例えば、自転車側の、今、市販でもヘルメットホルダーとか、そういう後づけのパーツとかも売られたりはしていますけれども、そういう使わないときに邪魔にならなくて保管できるようなもの、そういったような周辺の整備も大切なのかなと思っております。大分大昔になりますけど、昔の50ccの原付のスクーターのときって50ccスクーターにメットイン機構というのが結構各社さんでやられて、要は使わないときにそういうシートを持ち上げてそこにヘルメットが収納できる有効な処理の受皿になっていたというような事例もあり

ますので、そういったようなヘルメットの外の、周辺整備を促すような施策なり広報なり、打てればいいなというふうに思っております。

以上です。

○西田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして日本車両検査協会の大柳委員お願いします。

○大柳特別委員 日本車両検査協会、大柳です。

ヘルメット着用ということで、自転車に乗っている小さいお子さんや、同乗器（自転車用幼児座席）と呼ばれているものに乗車しているお子さんにはヘルメットを着用することはもう根づいたものと、私も先ほど委員の皆さんから言われたとおりだと思います。一方で、やはりそれを運転する親御さんの方、それからお年寄りの方、買物に行く女性の方は、まだまだヘルメットを着用していないのかなと見受けられる部分があります。なので、資料のアンケート調査について、私もどういうアンケート結果になるのか興味深いところがあります。

あと、私どもは、SG基準についての試験、それからJIS規格の試験、それからJCFの試験を実際やっている機関として、マークがついているヘルメットは問題ないと考えております。ただし、インターネット等で販売されているものを見ると、自転車用で作られている製品ならまだしも、自転車用でないヘルメットを自転車用と称して売られているものが結構多いと思っております。それをみんな知らないで、消費者の方が買ってかぶって事故があったときに、大きなケガになってしまう懸念もありますので、安全基準の通ったヘルメットをまずは買っていただくことを何らかの形で啓蒙できればと考えております。

以上です。

○西田会長 大柳委員、ありがとうございます。

それでは、続きまして、日本ヘルメット工業会の柿山委員、お願いします。

○柿山特別委員 日本ヘルメット工業会自転車用ヘルメット技術委員会の柿山です。

まずは、本当にこういった自転車用ヘルメットについてのお時間をいただきまして、ありがとうございます。これまでも、法律になる前から、啓発活動は非常にいろんな場所で行ってきたんですが、ようやく法律の下、皆さんが考える時間を持っていただき、本当に需要も一気に増え、メーカー側としては供給が追いつかないほどの需要が高まりました。供給が追いつかない状態が続いたせいで、あまり安全でないヘルメットが広がってしまったことについては本当におわびを申し上げるしかないんですが。ただ、日本の皆さんがヘルメットな

んかと思っていたところが、これでいいじゃないかということで、安くても、薄くても、安全性が低くても手にしたということは、まず、高かったハードルを一つ越えたなということについては、少しプラスには考えています。

ですので、今は、我々、ヘルメット工業会として、製品安全協会さんや日本車両検査協会さんと一緒に、もちろん東京都とも一緒に、今度はヘルメットの安全性についての知識を広めていくフェーズになったと、これが安全じゃないなということを知らしめるフェーズに入ったと思っております。

また、実施予定のアンケートからは、恐らく、かぶりたくない様々な理由が出てくると思いますが、ある程度は予想できている部分もあるんですが、こういったかぶりたくない理由を何とか消していけるような、メーカー側としては物でもって対応していきたいと思えます。また、啓発方面では、有用なデータを持って、市民の皆さんに知らしめることができたらなと思えます。

以上です。

○西田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、警視庁の上矢委員代理、よろしく申し上げます。

○上矢委員代理 警視庁の上矢と申します。よろしくお願いいたします。

警視庁としましても、自転車利用者のヘルメットの着用を促進させるため様々な広報啓発活動を行ってきましたが、なかなかヘルメットの着用率は上がってこない状態が続いていた中で、今年の4月1日から道路交通法が改正され、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用が努力義務となり、着用することへの意識も高まり、このような話合いの場が持てるようになったことは、すごくうれしく思っております。

都内の交通事故情勢の話をしみますと、交通事故全体の数は、年々減少傾向となっております。死亡事故も、去年は戦後最少を記録した死者数となっております。ただ、自転車の交通事故だけは、全体数が年々減少している中で逆に増え続けており、5年前は30%台だった自転車交通事故の関与率、要は、全体の交通事故に占める自転車の交通事故の割合ですが、去年はもう半分近くまで来てしまった。要は、2件に1件は自転車に関係している事故が起きているという状況になっております。

このような情勢の中で、いかに自転車利用者にヘルメットをかぶってもらえるかということで、まちの風景を見ていただいて気付いた方もいると思いますが、自転車に乗る警察官が全員ヘルメットをかぶっていると思えます。

○西田会長 かぶっていますね。よく見ます。

○上矢委員代理 まず、率先して模範を示すという意味も込めて、ヘルメットを着用する意識づけを皆さんに持ってもらいたい。また、委員の方のご意見にもありましたが、高齢者と女性がヘルメットをあまりかぶってもらえない。そこにどうアプローチをしていくのか、特に主婦層ですとか、高齢者層は、広報啓発や交通安全教育をやっていく中でも、すごくアプローチが難しい層でもあります。なかなか機会を作るのが難しいところで、皆様方の様々なご意見を聞いたり、ご協力をいただいて、ヘルメットの着用をどんどん促進していきたいと思っております。

先ほど委員の方から自転車を購入する際に店員の方からヘルメットの購入を勧められなかった、購入を教示してはどうか、という意見はすごく参考になると思いました。それを持ち帰って今後の取組に活かせないかとも思いました。せっかくの機会ですので、何か参考になる意見をいただけたらなと思しますので、よろしく願いいたします。

○西田会長 上矢委員代理、ありがとうございました。

それでは、続きまして、日本ヘルメット工業会の渡辺委員、お願いします。

○渡辺特別委員 渡辺です。

いろいろ出てきましたので、一つ、皆さんへ補足説明として、先ほどの事務局のほうから、各国のヘルメットの試験法で若干異なるとありましたが、人頭模型にヘルメットをかぶせて、上から落下させたときの下のアンビル自体が、日本は平面形と半球形ですが、海外は、カーブストーンというエッジですね、こういった角にぶつけられたときの試験方法なんです。そういうところが違いです。このような試験法だと、通気口が大きいのは入り込んでいくという違いでございます。

ただ、今、日本もそれに合わせていこうかということも考えていますので、さほど商品に関しては変わらないのですが、通気口があると、より厳しいと思ってください。その違いでございます。

それと、今、幾つか委員のほうから出ていました、日本の中でECショップでは、どういうものが売られているか、SGとかなら良いですが、一番、我々がすごく懸念に思っているのが、CEマークを取っていますよというものなんですね。CEマークというのは、自己認証制度ですので、きちんとした規格としてはEN1078がありますが、EN812、CEマーク品というのが、今、ECショップでベストセラーと書いて売られています。EN812って何だとなりますと、軽作業帽の規格なのです。軽作業帽というのは、いわゆる何か角にぶつけ

て、こすったときに、頭をけがしない程度しか守らせていません。ですので、中に衝撃吸収材も何も入っていないのです。そういうものが、今、ECショップで多数出ていまして、その製品で、そのままそれを消費者が買って、転倒したら、そもそも吸収材が入っていないので、頭部損傷は否めません。

ですので、今回行う試験の中、検証試験の中で、そういったもので性能を担保しているもの、担保していないものをどう試験して、やはり消費者の方が分かりやすいというのは、最終的には動画なのかなと思いますので、動画などで、ここは、こういったものは、こうやって担保していませんよ、これは安全ですよといったことをもう入れ込んでいったほうが、きちんとしたものを選ぶというのが良いと思います。

もう一つ、最近、工業会に一番問合せが多いのが、産業用のヘルメットをかぶって、自転車に乗っていいですかという問合せも多いです。これは、全然、試験方法が違いますので、用途が違いますと言っていますが、そういったヘルメットとなると何でもかんでも同じという考え方がいますので、そこは分かりやすく最後は広報的にはしていけばいいかなと思ってございます。

以上でございます。

○西田会長 渡辺委員、ありがとうございました。

いろいろとご意見をいただき、ありがとうございました。

全員、1周しましたかね。

これまでの議論の中で、いろいろな論点をいただきました。主に三つぐらいあったと思います。一つは、ユーザーを理解するというところで、着用率が低い高齢者とか女性、あとは、状況をよく理解する必要があるということと、それから、2点目は、デザイン性が不足しているということ、それを高めていく必要が出てくるという点です。一方で、安全性が担保されていないものも普及してしまっている。見るからに帽子にしかなくなってないみたいに見えるものもあります。かわいいんだけど、どうかなというのも確かに見たりしますので、デザイン性、安全性のその両立の辺りも大事になるという点です。つまり、ヘルメットそれ自体の改善も必要というのが二つ目の論点だったと思います。三つ目ですけれども、ヘルメットそれ自体の改善だけじゃなくて、ヘルメットをどう収納するのか、置き場所をどうするのか、それから、自転車を買うときに、何か推奨していくような、そういう仕組みづくり、環境づくり、この辺りも大きな課題じゃないかということで、以上の3点ほど出てきたと思います。

いただいたご意見につきまして、事務局のほうで論点整理をさせていただいて、次回の協議会で検討していきたいと思っています。

まだご意見の言い足りない方もおられると思いますけれども、進行の都合上、ここで議事の2に進んでいきたいと思っています。その後で、また全体を通して、ご意見いただく時間を設けたいと思いますので、そこでご発言いただければと思います。

それでは、議事2に入ります。

まず、資料5、それから6について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○今井主任 生活安全課の今井です。

それでは、アンケートの調査案と検証実験案、資料5と6-1、2について、説明させていただきます。

まず、アンケート調査案です。資料5の1ページをご覧ください。

本調査につきましては、自転車用ヘルメットについて、消費者の使用実態や事故防止対策、実際の事故等の経験事例を収集し、本協議会での協議の参考資料にすることを目的に、インターネットによるアンケート調査を行います。

調査地域と調査対象は、東京都に居住、在勤または在学する週に一度以上自転車を使用している18歳以上の男女2,000人といたします。都内でお住まいの方で調査対象者の収集が難しい場合につきましては、1都3県まで対象を拡大することもあります。

主な調査項目ですが、1番目に自転車利用の目的、乗車中の危害等の経験事例について。2番目に着用の努力義務化の認知状況やヘルメットの着用の有無。3番目に着用実態や使用方法。4番目に使用に当たっての意見ですとか要望について、調査したいと考えております。

それでは、設問案について、要点を絞って説明いたします。

2ページをご覧ください。このページにつきましては、プレ調査で、まず、回答者の属性に関する設問となります。性別ですとか、年齢、お住まい等を伺いまして、設問4で、週に一度以上自転車を利用している方、約2,000人を調査の対象といたします。また、今回聞くに当たって、性別や年齢が均等になるよう、割りつけを行いたいと考えております。

次に、3、4ページをご覧ください。こちらのページ以降が本調査となります。

質問1から6までは、自転車の利用目的、自転車乗車中の危害危険経験の有無、危害の程度など、自転車の利用や乗車中の事故等についての設問になります。

続いて、4 ページの一番下から 5 ページ目をご覧ください。質問の 7 から、着用の努力義務化の認知状況やヘルメットの着用の有無、ヘルメットを使用しない理由などの設問になります。

続いて、6 ページから 9 ページ目をご覧ください。質問の 10 から 17 までは、所有するヘルメットの種類や価格、安全性の把握、ヘルメットを持っていない方に対してどのようなヘルメットが欲しいかなどに関する設問になります。

飛びまして、続いて、10 ページから 12 ページ付近をご覧ください。質問の 18 から 22 までは、ヘルメットのかぶり方などの使用条件についての設問になります。具体的には、角度、適切なサイズ、あごひもの締め方などを質問しています。

また、質問の 23 から 25 は、ヘルメットの使用方法の認識についての設問になります。

続いて、12 ページから 13 ページ付近をご覧ください。質問の 26 から 29 までは、ヘルメットの使用に当たっての意見、要望についての設問になります。

案として設けている設問は 29 問で、アンケート調査案の設問は以上になります。

続いて、検証実験案等について、説明いたします。

今回、実験を二つと調査を一つ、計三つ行いたいと考えております。

まず、実験について、資料 6-1 の 1 ページ目をご覧ください。実験は、以下の二つを実施し、自転車用ヘルメットの着用状況の違いによる転倒時の頭部への影響の模擬実験、シミュレーションと自転車用ヘルメット等の性能試験の二つを行います。

2 ページ目をご覧ください。一つ目の実験については、自転車ヘルメット等の三次元のモデルを用いて、転倒時に頭部をぶつけたときの動きをコンピュータ上で再現し、その動き、挙動について分析して、頭部への影響について検討いたします。

イラストの説明に記載がある有限要素モデルとは、複雑な形状ですとか、材質の物体を小さなパーツ要素に分解して、それぞれ計算を行うことで、全体の動き、挙動を予測しようとする手法になります。

転倒時の条件は、アとイの二つを考えています。まず、アは、自転車単独で停止状態から転倒し、大人が頭部を縁石等にぶつけた際の条件になります。大人が横に転倒した際、段差のない地面では肩からぶつかり、頭があまりぶつからないため、縁石等の段差のあるところにぶつくと想定しました。1-1 では、衝突時直前の状態から落下について、1-2 では、転倒時から衝突までの全体について、ヘルメットの着用、非着用の条件で再現し、分析します。イは、自転車同士の衝突として、自転車同士が出会い頭で衝突し、転倒したときの条件

になります。大人同士が時速 20 キロで 90 度、垂直方向に衝突した場合を想定して、シミュレーションを行います。

一つ目の実験についての説明は以上になります。

続きまして、3 ページ目をご覧ください。二つ目の実験は、SG 基準を参考に、自転車用ヘルメット等の性能試験を行います。この実験では、自転車乗車用に使えるとして売られている様々なヘルメットの中には、自転車用のヘルメットの基準に対して耐久性が定かでない商品があることや、また、使用方法によっては性能が十分に発揮されない可能性があることから、物理的な試験で性能を測定したいというふうに考えております。

試験対象は、SG マークつきなど、自転車用の安全基準を満たしたヘルメット二つと、自転車用以外の安全基準のヘルメット、それぞれ 2 商品を試験対象にしたいと考えております。ヘルメットの構造によりましては、衝撃吸収材がほとんどないなどで、物理的な試験が難しい場合も考えられるので、検査機関等と調整の上、検体となるヘルメットを選定したいと考えています。

A と I の衝撃吸収性試験では、加速度計を中に入れた人頭模型に実際のヘルメットをつけて、一定の高さから金属の台の上に落下させることで、落下した際のヘルメット内の頭にかかる力を計測します。

A の試験については、ヘルメットの耐衝撃吸収性の違いを確認します。

なお、ヘルメットによっては、SG 基準の規定する高さから落下させると、試験装置が壊れる可能性があるため、ヘルメットの構造などを確認して、試験機関等と調整し、高さを低く設定して行うことを考えています。

I の試験につきましては、自転車用の安全基準を満たしたヘルメット 2 商品のみを繰り返し衝撃吸収性試験を行うことで、強い衝撃を与えたヘルメットでは、耐衝撃吸収性が低下することを確認したいと考えています。

U と E の試験では、あごひもに関する性能の違いがあるかどうかについて、確認します。

U の試験では、ヘルメットのおもりにあらかじめ負荷をかけた状態でおもりを落下させて、そのときのあごひもの伸びなどを測定します。

E の試験では、ヘルメットの後部にワイヤーをつけて、その先のおもりを落下させることで、後ろから前方向にヘルメットを脱がすような、回転させるような力をかけて、ヘルメットが人頭の模型から脱げないかを確認します。

二つ目の実験についての説明は以上となります。

自転車用ヘルメットの使用に関する実地調査について、資料6-2の1ページ目をご覧ください。この調査では、自転車利用者のヘルメットの着用状況等を把握することを目的に、ヘルメットの着用の有無や性別、年齢などの属性について、観測します。

調査を行うに当たり、都内のいろいろな場所で、より多くの自転車乗車中の利用者が確認できるよう考慮し、以下の条件での実施を検討しました。

調査時期につきましては、9月から10月の一日で、雨が降る可能性が低く、また、通行量が多いと見込まれる日中の3時間に実施を考えております。

調査地点につきましては、都内の約10地点を考えております。場所の選定に当たり、まず、都内の人口の割合を考慮して、区部7地点、市部3地点といたしました。また、警視庁の各種統計等より、自転車事故件数の多い区市の交差点付近を調査地点としました。

具体的な調査地点案については、2ページ目の表2のとおりです。

選定の考え方については、参考といたしまして、4ページ目以降に記載しています。

2ページの下側をご覧ください。観測の対象範囲は、図1のとおり、具体的には、道路側の片側車線を通る自転車に関して、観測を考えています。

3ページ目をご覧ください。調査対象は、調査地点を通過する自転車の運転者及び同乗者といたしまして、ヘルメットの着用の有無等を判別し、集計いたします。分類は表3に示す約14種類を考えており、具体的には、自転車のヘルメットの着用の有無や4月から新たに着用義務対象年齢となった中学生以上かどうか、性別、あごひもの状態を確認したいというふうに考えております。

以上で、アンケートや実験についての説明は終わりになります。よろしくお願いいたします。

○西田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただいたアンケート調査案と検証実験案は、今日、ご議論いただいた後、事務局のほうで進めることとなりますので、何かご意見等ありましたら、この場で頂戴したいと思います。

まず最初に、アンケートのほうからご意見いただければと思うんですが、資料5のほうですね。ここは、自由に発言いただければと思いますので、挙手をして、ご発言いただければと思います。どなたからでも大丈夫です。

○阿部特別委員 製品安全協会の阿部です。よろしいでしょうか。

○西田会長 お願いします。

○阿部特別委員 私なんかも実際に、サンプル品を購入するのに、実店舗の場合もありますし、ネットの場合もありますけれども、特に、並行輸入品の場合に、商品そのものがほぼむき出しの状態で販売されている、もしくは、ポリ袋程度のものに入って、手元に届くというものがあります。実際に、そういうものを、商品を見ると、商品そのものにも、取扱い上の注意事項みたいなステッカーが貼られていない。当然のことながら、取扱説明書も添付されていないというようなものが存在します。なので、もし可能であれば、アンケートの項目の中に、実際に購入された方の場合の設問のところに、その買われた製品というのは取扱説明書がついていましたかとか、あるいは、ヘルメット本体には何か、注意書きの公称のステッカー的なものが貼られていましたかとか、あるいは、それは日本語表記でしたかみたいなことを、加えていただければ、ありがたいと思っております。

以上です。

○西田会長 ありがとうございます。阿部さん、ありがとうございます。

○今井主任 アンケート案につきましては、若干、問題数に余裕がありますので、いただいたご意見を踏まえて検討したいと思っております。ありがとうございます。

○西田会長 ご検討いただけるということで、進めたいと思っております。

そのほかございますでしょうか。

国民生活センターの仲野委員、お願いします。

○仲野委員 質問1でございます。こちらで、自転車の利用目的ということをお聞きになっていて、1から7までそろえられておりまして、近距離通勤とか遠距離通勤とか、いろいろ書いておりますけれども、実態としまして、ヘルメットを着用する、しないとユーザーさんが判断するとき、いわゆるロードバイクみたいなものは、かぶっているほうがさまになる、ちゃんと分かっているという感じで、格好よく前向きにかぶる方がいらっしゃる。そして、一方で、いわゆるシティー車とかになると、若干、気後れ感があったりして、かぶらないというような意見も聞きますので、可能であれば、どんな車種に乗っているかというような設問をすると、若干、車種によって装着率が割れてくるかなという気がいたしましたので、念のため申し上げます。

以上でございます。

○西田会長 仲野委員、ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

釘宮委員、お願いします。

○釘宮委員 釘宮です。

先ほどの製品安全協会の方のご意見に沿ってということなんですけれども、取扱説明書がついていたか、あるいは、本体にそういった説明書きが書いてあったかということとプラスして、それをきちんと読んだかというようなところも併せて聞いていただけるといいのではないかなと思いました。

以上です。

○西田会長 ありがとうございます。そうですね。あったかだけでなく、読んだかを聞くということ。

コメント、ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

これは、私のほうからですけど、マークの種別を聞いているところで、SGマークとかがあったんですけど、若干知らない人は分かりにくいかなと思いました。何かこのマークの図みたいなのを載せられたりするんですかね。

○今井主任 そうですね。マークの図が載せられるものは載せられればと思います。

○渡辺特別委員 マークのことで、SGにはSGマークがありまして、JCFにもJCFマークがあり、CEはCEと書いたマークがあるんですね。CPSCがありません。そこは、もうCPSCと書いてあるものですから。だから、マークがあるのは、SG、JCF、CE。

○今井主任 なるべく選択で分かりやすいものにしたいと思います。

○西田会長 そのほかございますでしょうか。

どうぞ、渡辺委員。

○渡辺特別委員 すみません。マークのところで、今、気づいたのですが、CEマークのところで、先ほど言いましたように、正しいのはEN1078 というのが正しいんですけど、最近、一番充実しているのはEN812 というところなので、CEマークのところで、1078なのか、その他という書き方をすれば、そうじゃない、担保されていないヘルメットを買っているかという結果も出るかもしれませんので、具体的にEN812 とは書けないと思いますので。CEマーク（EN1078）もしくはCEマーク（その他）という書き方をすれば、いいかもしれません。

○西田会長 そこはマニアックにならない程度に、相談して決めていただくと。

○渡辺特別委員 後で、マークとか、相談に乗りますので。

○今井主任 ありがとうございます。

○西田会長 コメント、ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。

今、まだアンケートのところなんですけど、アンケートはこの感じによろしいでしょうか。

いただいたコメントを反映させて、調査に入っていきたいと思っています。

それでは、次に、検証実験のほう、資料6-1と6-2に関して、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

釘宮委員、お願いします。

○釘宮委員 釘宮です。

資料の6-1、実験のほうですけれども、2ページで、今回は、人体モデルとして、大人のモデルを使うことになっております。ただ、事故の実態を見ますと、子供を乗せた状態で親が離れたときに、子供が動いて、それでバランスを崩して倒れてしまったという状況もかなり発生しているように思われますので、例えば、そういったものについての実験というものもやるほうがいいのではないかと思いました。

以上です。

○西田会長 釘宮委員、ありがとうございました。

実験条件の追加に関しては、このシミュレーションをやっていただくのは、今、外部にお願いを多分していると思うんですけど、その方と相談して、そういう条件が盛り込めるかどうか、可能かどうかを検討していただければと思います。

○今井主任 承知しました。

○西田会長 そのほかございますでしょうか。

国民生活センターの仲野委員、お願いします。

○仲野委員 資料6-2の实地調査のほうでございます。こちらは、調査時期のところに書いてございます通行量が多いと見込まれる3時間というふうになっておりまして、一般の方が日常生活される時間帯に設定されていると思いますけれど、これは、朝の通勤時間帯とか、日中とか、夕刻って、全然、恐らく属性が違う方が動かれて、朝の時間帯って割と通勤の方が多かったりとか、夕刻になってくると、もちろん通勤の方もいるけれども、いわゆる塾に通っているお子さんがいたりとかということがあって。恐らく昼間に取っても、何か、例えば、会社とかの営業で乗られる方とか、高齢者に偏ってしまうとかというようなことがありますので、これは、朝昼晩を1時間ずつ取るというような配慮も必要なのかなというふうに若干思ったのが、1点でございます。

それから、2ページ目の表2のほうに、ある程度、いろんな地域で取れるようにとして配慮されているんですけども、このサンプリングする地点の直近に、例えば、市役所とか区役所、公共のところとか、あと、大きな企業さんがあって、そこに通勤される方がよく通るなんていう地点を取ると、恐らく、通勤するときには、努力義務でヘルメット着用が必須であるという、企業さんとか役所とかで指示されていると思うので、そういった直近で取っちゃったりすると、何かバイアスがかかっちゃうかなと思いますので、こういったところも、若干配慮しながら測定ポイントを設定していただいたほうがいいのかなとちょっと思った次第でございます。

特に、今、申しあげました2点って、表3のほうにも跳ねてくるかと思うんですね。年齢層を分けて、じゃあ、ちょっと調べてみようなんていうことになってくると、何時ぐらいに測るのという話が出てきて、平日の朝はかったって、お子さんが自ら自転車を運転するというシーンってなかなかないと思うので、ちょっとこういったところの組合せも、いろいろ、もう既にお考えになっているかもしれませんが、ご留意いただければというところでございます。

以上でございます。

○西田会長 仲野委員、ありがとうございました。

この実地調査の条件のところは、また検討いただければというふうに思います。

○今井主任 はい。検討いたします。ありがとうございます。

○西田会長 そのほかございますでしょうか。

これは、私のほうから、1点よろしいでしょうか。これは公表というか、最後、報告書をまとめるときに、今の実験のところは、メディアなんかでも映像が欲しいとか、そういう話が必ず出てくるというのと、あと、啓発するときに、やはり動画というのは非常にインパクトがあると思います。これは、ちょっとやり方は難しいんですが、今回、危ないヘルメット、これはヘルメットとして機能していないですよというのが示せる実験が入っていると思うので、商品名が分かるとまずいのかもしれないんですけど、機能していないというのが伝わる何か映像が残るといいかなと思います。結構、ずっとそういう映像は、メディア等から依頼が来ることが多いので、もし、そういう配慮ができればいいのかなと感じました。

私からは以上です。

○西田会長 そのほかございますか。

大丈夫でしょうか。

今いただきました点をまた考慮しまして、実験条件、状況が追加できるかとか、それから、時間、場所、対象、そういうところをうまく考慮できるかというのもまた考えまして、実験をしていきたいというふうに思っています。

ご意見ありがとうございました。

アンケート調査案と検証実験案については、これでよろしいでしょうか。

○仲委員 すみません。

○西田会長 お願いします。

○仲委員 アンケートについて、事前にもお伝えしましたが、性別が男女の選択肢しかないアンケートがやっぱりとても気になります。最近では、アンケートは男、女、回答しないという選択肢を示すのが一般的です。説明を伺うと、調査会社に登録している人を対象としていて、既に男女で登録されているという事情はよく分かりましたので、今回、入れてくださるとは無理には言いませんが、今後の目指す方向としては、調査会社も含めて、男女で分けられる社会ではないので、その点についての意見があったというのを記録に残していただいたうえで、出てきた調査結果を見るときに、私たちはマイノリティーを反映していないデータを見ているんだと認識して分析をしないといけないと思っています。

○西田会長 ありがとうございます。

これは、調査結果が出てきて、こういう形で提言をとという案が出てきますので、そこで、また配慮を。

○仲委員 そうですね。丁寧に考えていきましょう。

○西田会長 今からどこまでできるか分からないですけど、ぜひ、その点もどこか書き込んだりできるといいかなと思います。

○仲委員 そうですね。

○西田会長 それでは、今いただきました意見を踏まえて、事務局でアンケート調査と検証実験を実施していきたいと思います。

少しまだお時間がありますので、このほか、今、仲先生からも大事なご指摘いただきましたけども、何かお気づきのことがありましたら、全体を通して、この場でコメント、質問等いただきたいと思います。

そのほかございますでしょうか。

○柿山特別委員 柿山です。

よろしいでしょうか。

○西田会長 柿山さん、お願いします。

○柿山特別委員 自転車店で店員さんにヘルメットを勧められなかったというお話がありましたけれども、実は、先日、会社としてオージーケーカブトに依頼があったんですが、自転車協会さん、BAAというマークで自転車の安全基準をある程度担保しているんですけども、そこに関わる自転車店の店員さん向けの研修ビデオの撮影依頼があって協力しました。自転車を買いに来たときに、自転車店の店員さんからヘルメットを勧めていただくのが一番ホットポイントといたしますか、買っていただけるときだろうと我々も前々から思っていました。今後、研修ビデオを見た自転車店の店員さんがヘルメットの知識を持って、お客さんに勧めていただける状況が、自転車協会、要は、自転車技士、メカニックの方々がようやくそういう状況に、来年以降、少しずつなっていくのかなという気はしております。そういう動きもあったということは、お伝えしておこうと思いました。

以上です。

○西田会長 ありがとうございます。

今の話は非常にいいお話だと思います。そういう協会を通じて、メカニックというか、そういう方に情報を提供するというようなチャンネルはあると思っていいんですか。

○柿山特別委員 そうですね。こういうのも、自転車協会に弊社の会社も会員として入っていて、そういうのもあったので、お声かけいただいて、いろんなショップ店員さんが研修する中の一つに、ようやくヘルメットに対する知識の研修を混ぜ込んでいただいたと。恐らく、ヘルメットをかぶれと言うと、自転車自体の販売数が伸びなくなるみたいな懸念もうわさとしてはありますが、ショップ店員の皆さんに、自転車ヘルメット着用が当たり前という文化と一緒に醸成する最前線にいらっしゃるんですよみたいなメッセージを研修ビデオ上で投げかけて来ました。研修ビデオは、店員さんのみ見ることができる映像になっているようです。今後、またそういう情報を報告していきたいと思えます。

○西田会長 ありがとうございます。

これは、報告書をまとめた段階で、どうこれを普及させていくのかは大きな問題になりますので、またご協力いただければと思います。

それでは、国民生活センターの仲野様、お願いします。

○仲野委員 今のお話につながるところでございますけれども、自転車関係の資格の中には、自転車技士という、いわゆる経産物資として、物をちゃんと作れる資格というのと、あと自転車安全整備士とあって、警察庁さん所管の交通安全に係る目線で、自転車を整備した

り、あと一般消費者に対して、販売店で正しく指導するというような立場の資格と両方あるんですけれども、もし、ご存じだったら、大柳委員がちょっと適切か分からないですけど、最新のこの自転車安全整備士の試験とか、お勉強の中で、ヘルメットの着用の推進についてというのって、何か法改正に伴って、何か盛られたりという背景ってございましたでしょうか。ちょっと私、そここのところ、知識が抜けておりました。

○大柳特別委員 車両検、大柳です。

私どもの自転車技士と、それから、日本交通管理技術協会様の自転車安全整備士という二つの自転車関係の資格があります。自転車安全整備士のほうでは、自転車を販売するときに安全な乗り方を指導することになりますので、むしろ自転車技士よりも自転車安全整備士のほうで、ヘルメット着用の啓蒙をされていると思います。

私どもの自転車技士用テキストの中でも、ちょうど4月からヘルメット着用の努力義務についての内容を入れています。おそらく日本交通管理技術協会様のほうでも、今後、ホームページ等で記載されるものと思います。ただし、ヘルメット着用について、今後、大きな内容になるので、学科試験問題が出るかは分かりませんが、自転車安全整備士のほうでも推奨されていくものと思います。

○仲野委員 ありがとうございます。

○西田会長 ありがとうございます。

次、全国消費生活相談協会の鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 すみません。実地調査の件ですけども、先ほどマイノリティーの話も出ましたので、やはり短時間の中で、男性、女性だけじゃない、分からない人がいると思います。やはり、ここは「男性」、「女性」、「分からない」、「不明」とか、「どちらとも判断できない」を入れたほうがいいのではないかなと思います。

実は、うちの前が国道で、土日になると、すごいスピードで、例の何とか自転車が通過していくんですが、男女を見分けるということが難しいときがあります。今、ファッションブルになっていますので、ぜひ、ここに「男性」、「女性」、「不明」でもいいですし、何だろう、「リサーチできなかった」、「聴取できなかった」という項目を入れてほしいと思いました。

以上です。

○西田会長 鈴木委員、ありがとうございます。

その点も、検討いただければというふうに思います。よろしくお願いします。

そのほかございますでしょうか、お気づきの点。

大丈夫そうですかね。

それでは、今、いろいろご意見いただきましたけれども、事務局のほうで、アンケート案、それから、検証実験案をまた検討しまして、今後、実施していきたいと思います。

このほか、今日、ご発言の以外のことで、何かお気づきのことがありましたら、来週 15 日までに事務局にご連絡いただければ、反映させていきたいなと思います。

ありがとうございました。

それでは、議事 2 はここまでとしまして、次、議事 3 に移りたいと思います。今後の協議スケジュールについて、事務局からご説明をお願いします。

○今井主任 生活安全課、今井です。

それでは、今後のスケジュールについて、ご説明いたします。資料 7 をご覧ください。

アンケート調査や検証実験等は、9 月下旬以降の実施を予定しております。本日、皆様からいただいたご意見のほかに何かお気づきの点がございましたら、先ほど会長からもアナウンスがございましたけれども、来週の 15 日、金曜日までに事務局までご連絡いただければと思います。よろしく願いいたします。

第 2 回の協議会では、11 月下旬から 12 月前半の開催を予定しております。速やかに日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。第 2 回の協議会につきましては、アンケート調査と検証実験の結果について、報告いたします。また、調査結果や委員の皆様からのご意見を踏まえ、課題及び対策案を整理してまいります。委員及び特別委員の皆様には、こちらについてご検討いただきます。

その後、第 2 回でご協議いただいたご意見を反映し、報告書の案を取りまとめまして、委員及び特別委員の皆様にご確認いただき、1 月以降の第 3 回協議会で協議いたします。第 3 回協議会でいただいたご意見を反映し、報告書の素案を修正して、委員及び特別委員の皆様にご確認いただき、報告書の案をまとめます。最後、第 4 回は、来年 2、3 月頃開催予定でございます。こちらについては、報告書の案を決定し、東京都に協議会から提言を報告する予定になっております。

最後ですけれども、東京都、協議会からの報告を受けた後、報告書発表の公表のプレス発表を行います。消費者への積極的な注意喚起と、国や関係する業界団体への情報提供と要望を行っていきたいというふうに考えております。

今後の協議スケジュール、資料 7 の説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○西田会長 スケジュール、ご説明ありがとうございました。

議事はこれで全てになりますかね。

それでは、本日の議事は全て終了しましたので、これをもちまして、本日の協議会を閉会
させていただきますと思います。

ご協力ありがとうございました。

午後 3 時 14 分閉会